

## 【タイトル】

東カリマンタン州への入域に関する規制

## 【ポイント】

- 6月16日、東カリマンタン州政府は、同州住民以外が同州に入域する場合、新型コロナウイルス PCR 検査陰性結果の書面の提示を義務付け、右陰性結果を提示できない場合は乗客の自己負担により地方政府指定施設に隔離する旨発表しました。
- 東カリマンタン州を訪問予定の皆様におかれては関連情報にご注意ください。

## 【本文】

1 6月16日、東カリマンタン州政府は、同州知事から陸・海・空路交通事業者宛の6月10日付通知(440/3576/B.PPOD.I)を公表しました。

(<https://www.instagram.com/p/CBep8wQpGRf/?igshid=e5g1qlq9k1no>)

2 通知では、同州への入域に際し、同州の住民登録証(KTP)非保持者に対し、出発地発行のPCR検査陰性結果証明書の提示を義務づけ、陰性結果を提示できない場合には乗客自己負担により政府指定施設に隔離されることとなっています。なお、報道では、同州KTP保持者については、出発地側での規制がない限り迅速抗体検査結果で可との説明がなされています。

3 なお、6月1日付領事メール(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100061701.pdf>)でお知らせしました同州バリクパパン市への入域に関する同市独自の規制は10日付で撤回されています。

4 同州を訪問予定の皆様におかれては、規制にかかる最新情報にご注意ください。また、同州での新型コロナウイルス感染者数は、断食明け大祭前後には減少傾向となり週あたり約20人の増加に留まりましたが、6月8日～14日の週には再度約50人の増加が見られます。引き続き感染防止にも努めてください。